販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁　平成26年度補正予算事業　**追加公募**

小規模事業者持続化補助金

- **経営計画に基づいて**実施する**販路開拓**等の取り組みに対し**50万円**を上限に補助金（補助率：2／3）が出ます
  - 雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者については100万円が上限になります。
  - 複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。＊連携小規模事業者数によります。
- 計画の策定や拡販の実施の際、必要に応じて**専門家の指導・助言**を受けることができます。

《対象となる取り組みの例》

①広告宣伝
- 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

②集客力を高めるための店舗改装
- 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展
- 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
- 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

お問合わせ先
亀山商工会議所（申請書への添付書類：事業支援計画書の発行依頼先）
電話：0595―82―1331、FAX：0595―82―8987

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局（申請書類の提出先）
〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷３－１１－８
電話：03－6434－7421［9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日、年末年始除く）］

URL：http://www.jizokukahojokin.info

【概　要】　※公募要領、申請書式が一部変更となっておりますので、詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認のうえ、最新の様式をご使用ください。

◆補助対象者

小規模事業者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

＊但し、今年の公募（第1次受付分、第2次受付分）で採択・交付決定を受けた方は補助対象外です。

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

・補助率　補助対象経費の2/3以内

・補助額　上限50万円（雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者は上限100万円）

＊複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの手続

最寄りの商工会議所に対する事業支援計画書の作成・交付依頼は、締切日の一週間程前までにお願いいたします

①経営計画書・補助事業計画書の作成

②最寄りの商工会議所へ
事業支援計画書の作成・交付を依頼

③送付締切までに日本商工会議所（補助金事務局）へ
申請書類一式を送付

④日本商工会議所による審査・採択・交付決定

⑤販路開拓の取り組み実施

⑥所定の期限までに実績報告書等の提出

⑦日本商工会議所による報告書等の確認

⑧報告書等の不足・不備がないことの確認が終わり次第補助金を請求・受領（精算払い）

商工会議所の発行する書類を添付する必要があります

※「買い物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要となります。

◆手続きの期限等

	追加公募
１．申請受付開始	７月３日（金）
２．日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	７月３１日（金） 【当日消印有効】
３．採択結果公表	９月上旬（予定）
４．実施期限	交付決定通知書受領後から １１月３０日（月）まで